## 鳥取県地域防災計画(原子力災害対策編を除く)の修正案に係る パブリックコメントの実施結果について

平成30年3月20日危機管理政策課

平成28年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震及び平成29年1月、2月の豪雪をはじめとした近年の災害に係る教訓、災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえた鳥取県地域防災計画の修正案についてパブリックコメントを実施しました。

※原子力災害対策編については、前回の常任委員会で報告済みです。

- 1 意見募集期間 平成30年2月26日(月)から3月12日(月)まで
- 2 意見総数(応募者数) 14件(7名) ※原子力災害対策編に関することを除く
- 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方(原子力災害対策編に関することを除く)

| 3 応募のあった意見の内容とそれに対する考え方(原子力災害対策編に関することを除く) |                |                          |
|--------------------------------------------|----------------|--------------------------|
| 項目                                         | 意見の内容          | 左に対する県の考え方               |
| 支え愛                                        | 地域での支え愛の視点は新鮮。 | 今回の修正では、平成28年10月の鳥取県中部地  |
| 活動                                         | 本当の意味での危機管理とし  | 震や平成29年1月、2月の豪雪時の地域ぐるみの  |
|                                            | ては、日常的な生活支援の見守 | 助け合い、支え合いの活動が非常に有効だったの   |
|                                            | りが必要。          | で、これを「災害時支え愛活動」として県地域防災  |
|                                            | 日頃の信頼関係があってこそ  | 計画にも位置づけ、防災対策の基本事項として推進  |
|                                            | 災害も乗り切れると思う。鳥取 | することとしたもの。               |
|                                            | 県は中部地震の災害関連死も0 |                          |
|                                            | 人で、素晴らしい災害対応だっ |                          |
|                                            | た。             |                          |
| 中核的                                        | 中核的な広域応援受入拠点に  | 中核的な広域応援受入拠点は自衛隊や緊急消防援   |
| な広域                                        | は、何が来るのか。      | 助隊など前回修正のとおり応援部隊を受け入れ、そ  |
| 応援受                                        |                | の活動の拠点となる施設である。          |
| 入拠点                                        |                | なお、他県等からの支援物資等の中継・分配につい  |
|                                            |                | ては、「災害時物流拠点」として指定する民間物流  |
|                                            |                | 事業者のトラックターミナル、営業倉庫及びJAの  |
|                                            |                | 選果場等の活用を想定している。          |
| 災害時                                        | 熊本地震では必要のない箇所  | 食料や生活関係物資の受渡に際しての必要な人員   |
| 物流拠                                        | に必要のない物資が送られ、倉 | 確保に加え、この度の修正でフォークリフト等の物  |
| 点                                          | 庫に長期間保管されていた。  | 流機能が整っているトラックターミナル、営業倉庫  |
|                                            | 物資をいち早く避難所に届け  | 及びJAの選果場等も活用し、効率的な災害時物流  |
|                                            | るには、人の力が必要と感じ  | 体制の構築を行うこととしている。         |
|                                            | た。             |                          |
|                                            | 流通業者はそれぞれ拠点があ  | 中国 5 県では広域防災部会のワーキンググループ |
|                                            | り、事前に県外の流通拠点を把 | において、実効的な広域物流体制の構築に向けた検  |
|                                            | 握し、災害情報を流すようにし | 討を進めているところ。              |
|                                            | ておけば、災害時にスムーズに | また、平成30年度には「物流オペレーションマニ  |
|                                            | 物資が入ってくるようになる  | ュアル(仮称)」を作成予定としており、その中で  |
|                                            | と考える。          | 県外の拠点候補地も把握する予定。         |
| 支え愛                                        | 食料配給・支え愛避難所の設置 | 支え愛避難所は、住民による自主運営を基本として  |
| 避難所                                        | 等、費用負担が発生するので、 | おり、その活動を補完する必要する場合に、市町村  |
|                                            | 市町村、県の費用負担のことも | は必要な支援を行うよう努めるとともに、県は市町  |
|                                            | 記述が必要。         | 村に対して必要な支援を行うことを定めている。   |
| 避難所                                        | 災害発生直後の避難所の運営  | 現計画では、市町村は、被災者に過度の負担がかか  |
| の運営                                        | は、行政職員だけではスムーズ | らないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自  |
|                                            | にいかない恐れがあるので、具 | 治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行   |
|                                            | 体的に明文化する必要がある。 | できるよう、その立ち上げを支援するものとしてい  |

| 災害廃             | 大きな災害が発生すると、もの                                                                          | る。加えて、今回の修正では、県は、住民による避難所の自主運営ができる体制を推進するため、市町村と連携し、避難所運営リーダー(地域住民)の育成に努めることとしている。また、地域住民が主体的に避難所運営に取り組むことが進むよう、実践的・具体的な内容を記載した「鳥取県避難所運営マニュアル作成指針」を平成30年3月に策定・公表したところである。                                      |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 乗物の処理           | すごい量の災害ごみが発生する。この災害ごみの受入れや処理等は万全なのか。                                                    | 廃棄物処理計画を整備し、適宜見直しを行うものと<br>している。                                                                                                                                                                               |
| 罹災証<br>明の発<br>行 | 被災者にとっては、被害を受けたという証明(被災証明)があればいいという被災者もいるので、発行が早い被災証明も必要と考える。                           | 御意見のとおり、被災者の求めに応じて被災証明の<br>発行も必要と考えており、毎年度行っている、市町<br>村職員向けの「住家の被害認定等担当者説明会」の<br>中でも説明も行っている。                                                                                                                  |
| 水害対策            | 平時からハード・ソフト両面の<br>対策をしておくべき。                                                            | 風水害等の防止のために、「風水害対策編」の中で、<br>ハード・ソフトが一体となった対策の実施に努める<br>こととしている。                                                                                                                                                |
| 雪害対策            | 雪の対策を見てなるほどと思ったが、昨年の大雪の時には、<br>道具を持っていない大学生も<br>多く、みんな困っていた。大雪<br>に備えてもらえることは素晴<br>らしい。 | 今回の修正では、雪害に特有の対策を「雪害対策編」<br>として取りまとめ、県民の地域ぐるみの支援活動及<br>びそれに対する支援、各道路管理者や関係機関など<br>で取り組む冬期の道路確保対策、立ち往生車両への<br>支援等に取り組むことなどを定めている。<br>また、大学生の基本的な雪への備えについては、例<br>えば大学から新入生へ、オリエンテーションなどの<br>場で周知していたくことなどを検討したい。 |
| 防災<br>体制        | 平時から県民の命を守る体制をとってもらいたい。                                                                 | 御意見のとおり、自助、共助、公助の総合力が重要であるとの「鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例」の理念の下、平時から県の危機管理・防災対制について、市町村をはじめとした防災関係機関とも連携して万全を期したい。                                                                                                      |
| その他             | <ul><li>県がこんなに事細かに災害に備えていることをはじめて知った。</li><li>非常に立派にできている。</li></ul>                    | 今後も新たな知見等を踏まえ、より県民の皆様が安全・安心して暮らしていくことができるよう、適宜、計画を充実させるとともに、防災訓練や意識啓発活動等を通じ、県民、事業者、市町村、県及び国の機関が各々の役割を果たし、連携して県全体で自助・共助・公助による総合的な防災力を高めていくよう努めていく。                                                              |
|                 | 詳細を教えてほしい。                                                                              | ご意見をいただいた方に、計画本文の閲覧ができる<br>場所等をお伝えするとともに、疑問点やご意見があ<br>る場合にはお寄せいただくようお伝えした。                                                                                                                                     |

## 4 今後の予定

地域防災計画の修正案については、3月23日(金)に開催する県防災会議において審議される予定です。